

2 風水害の場合

台風はもとより、近年各地で甚大な被害をもたらしている集中豪雨による土砂災害や浸水害も想定し、市の避難誘導とも整合を図るため、平成31年4月から休校基準を変更しました。

風水害は、大規模地震の場合とは異なり、ある程度事前の予測が可能です。

台風の接近や大雨が予想される場合は、気象情報や市の避難情報に留意のうえ、対応してください。

※ 市の避難情報とは、災害時に箕面市が発令する「避難準備情報 高齢者避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」のことで。

■ 休校の基準となる警報等（以下「基準となる警報等」という。）は、以下のとおりです。

〈1〉 暴風警報、大雨警報 または 特別警報（すべての学校が対象）

〈2〉 市の避難情報（校区内に避難対象地域がある学校のみ対象）

※ ただし、以下の場合の休校判断は、教育委員会が行います。

*上記〈1〉の警報発表前に、市の避難情報が発令された場合

*上記〈1〉の警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合

(1) 登校時に、箕面市域に「基準となる警報等」が発令されている場合について

①通常の登校時間における判断

■ 普段、子どもが自宅を出発する時間に「基準となる警報等」が発令されている場合は、自宅待機とします。ただし、市の避難情報のみが発令されている場合は、学校の指示に従ってください。

・市の避難情報のみが発令されている場合の対応は、学校から一斉配信メールや電話連絡網等により保護者の皆様へお知らせするほか、市のホームページなどでもお知らせします。

・「基準となる警報等」が午前7時までに解除された場合は、学校の始業時間は通常通りです。

②自宅待機となった後の判断

■ 午前9時までに「基準となる警報等」が解除された場合は、その時点から登校してください。

・「基準となる警報等」が午前7時から午前9時までの間に解除された場合は、通常の始業時間に間に合わなくても遅刻扱いにはなりません。

■ 午前9時の時点で「基準となる警報等」が発令されている場合は、休校とします。（小学校の場合は、学童保育も休みになります。）ただし、市の避難情報のみが発令されている場合は、学校の指示に従ってください。

- ・市の避難情報のみが発令されている場合の対応は、学校から一斉配信メールや電話連絡網等により保護者の皆様へお知らせするほか、市のホームページなどでもお知らせします。

（2）子どもが在校中に箕面市域に「基準となる警報等」が発令された場合について

■ 天候や周辺地域の状況を見極め、下校時間を早めて集団下校とするか、暴風や大雨がある程度弱まるまで学校で待機とするかなどを判断します。

- ・下校時間を繰り上げる場合は、学校から一斉配信メールや電話連絡網等により保護者の皆様へお知らせします。

（3）休校となる「特別警報」の種類について

- ・箕面市域で「特別警報」が発令された場合は、「暴風特別警報」や「大雨特別警報」以外であっても、その種類に拘わらず学校は休校となります。

（4）台風や大雨時の避難行動について

- ・台風や大雨の際は、各家庭において情報を収集し、適切な避難行動をとってください。

【保護者の皆様の疑問にお答えします】

問1. 「暴風警報」「大雨警報」「特別警報」以外の警報が出ているときは、どうなるのですか。

答1. 箕面市域内に「暴風警報」「大雨警報」「特別警報」以外の警報が発令されても、休校にはなりません。ただし、天候や周辺状況から、保護者が「危険」と判断した場合には、登校時間を遅らせたり、登校を見合わせるなど、子どもの安全確保を優先してください。なお、その際は、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

問2. 雨が止んで天気が回復していても、「大雨警報」が解除されていなければ、休校になるのですか。

答2. 大雨警報は、雨が止んでも重大な土砂災害や浸水害のおそれが残っている場合には解除されません。雨が止んでも、大雨警報が解除されるまでは十分にご注意ください。